

一般社団法人横浜市工業会連合会
会長 加藤 卓郎 様

横浜市長 山中 竹春



令和 8 年度横浜市予算に対する
産業振興に関する要望について（回答）

さきにご要望（令和 7 年 10 月 29 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

【重点要望】

I ものづくりの活性化

1 中小企業の経営支援

(1) DX、I・T導入（業務効率化）に対する支援

令和 7 年度の経済局施策でセミナーの開催、DX推進企業へのアドバイス等を実施していますが、中小企業を維持していくための業務の省力化・効率化は喫緊の課題ですので引き続き、きめ細かに施策も含め対応いただきたい。

ア 中小企業においては企業維持発展を図るため喫緊の課題であり引き続き取組を行っていただきたい。

イ 中小企業において「DX」という言葉が浸透していないと思われる「業務の効率化、省力化を進めるDX」というフレーズにすることも一案と考えます。

ウ DXの必要性、DXによる企業のメリット（省エネルギー化、可視化、営業、納期等）も伝えるべきと考えます。

また、DX、I・T導入については、企業によって求めるものが大きく違うことから、それぞれの段階に応じた事例紹介や情報提供・指導、相談窓口の工夫、I・T導入のための設備投資助成の拡充、DXを推進するための人材育成や複数の企業による連携の場、プロジェクトへの支援等を引き続きお願いしたい。

なお、経済産業省のIT導入補助金は、最大2年分のサービス料が補助金として支援されます。横浜市の中企業デジタル化推進支援補助金も1年間ではなくもう少し長期的な補助をお願いしたい。

【回答】

本市では、デジタル化の専門家が企業を訪問し、現場の状況に応じて課題の整理から解決策の提案までを支援する伴走型事業を通じて、中企業向けにデジタル技術を活用した経営改善の支援を行っています。

さらに、DX、AIなどをテーマに、企業内でデジタル化を推進できる人材の育成を目的とした「デジタル人材育成講座」を開催し、実践的な知識とスキルの習得を支援します。

また、「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」と連携し、企業のデジタル化に関する相談を引き続き実施していきます。

デジタル化に資する設備導入補助については、国や県で類似の制度があることから、今後本市では、デジタル化に資する人材育成や企業の伴走を重視した支援を進めていきます。

(2) カーボンニュートラル（脱炭素化）の取組の推進

横浜市としても、令和7年度の重点施策として推進しており、取組の第一段階として「脱炭素取組宣言」を行っています。取組啓発の色彩が強く、更に、具体的に脱炭素化に向けた施策が必要と考えます。

ア 「脱炭素取組宣言」登録企業に対して、具体的な取組として脱炭素化に向けた目標を申告してもらい、具体的な取組を行うよう要請する。

イ CO2削減に向けての調査に対する助成を行う。

ウ 省力化への設備を行う企業に対して、助成金など特別枠で促進と登録企業に対するインセンティブ制度を設ける。

【回答】

カーボンニュートラル設備投資助成事業では、脱炭素化の取組を具体的に進めるため、「脱炭素取組宣言」を申請要件とすることはもとより、省エネルギー化支援助成金ではCO2削減計画の策定や削減量の確認を義務付けています。

これにより、単なる設備更新にとどまらず、企業が脱炭素化に向けた行動を深める仕組みとしています。

引き続き、LED照明設備をはじめとする省エネルギー化に資する設備

と太陽光発電設備の導入を支援していきます。

ア 「脱炭素取組宣言」を行っている事業所を対象とした伴走支援を令和7年度から開始しており、CO2排出量の削減目標を明記した「排出量削減計画」の策定を支援しています。

宣言事業者の具体的な取組につながるよう、令和8年度はこうした伴走支援を強化します。

イ CO2の削減に向けては、自社の排出量を把握することが重要です。

市内中小企業が自社のCO2排出量を手軽に把握できるよう、引き続き省エネ診断支援補助金や伴走支援を通じて、排出量の「見える化」の支援をしていきます。

ウ、「横浜市中小企業融資制度」においては、温室効果ガス排出量の見える化等を行った中小企業が、信用保証料の助成を受けられる「脱炭素割」等を継続し、資金繰り支援を通じて、脱炭素化の取組を支援します。

また、令和7年10月に創設した「設備更新資金」では、設備更新を促進することで温室効果ガス削減の副次的効果も期待しています。

(3) 経済局の実施する中小企業支援制度

ア 横浜駅周辺地区の再開発主導による新たなビジネスエリアの創出

みなとみらい21地区は、順調に企業や高層住宅、商業施設の集積が進み、大きな賑わいを生んでいます。一方、市内では、目玉となる開発案件が小規模となり、成長企業を吸引できる立地が限定的になりつつあります。

横浜駅と駅隣接地域の再開発は行われましたが、北幸1・2丁目など、横浜駅エリア全体の活性化に向け、開発を主導していただきたい。

イ 戸塚・泉・栄区内の製造業の集積

戸塚区、泉区、栄区、各区内に様々な規模の工場及び研究所が集積しています。また減少傾向にありますが、多くの中小零細企業の事業所も所在しています。

近年、新たな高速道路の建設など更なる環境整備が整い、立地の良さを含め工場や研究施設、物流施設への転換が進んでいますが、製造業の事業所数や従業員数は減少傾向にあります。

大規模工場の転換は周辺環境にも悪影響を及ぼす可能性があり、また本市の特徴のある産業集積にも大きな変化をもたらします。

横浜市として、最良な投資案件につながるような、最新情報の発信

や企業誘致を含め、企業との丁寧な対応や支援をお願いします。

ウ 補助金・助成金の申請手続きの簡素化と事業完了後の迅速な助成金の支払い

助成金については、申請手続きの電子化で手続きの簡素化が実施されていますが、同様の申請様式の免除など引き続き簡素化を進めるとともに、事業完了後の迅速な助成金支払いをお願いしたい。

エ 施策周知への一層の工夫

施策周知への一層の工夫をお願いしたい。特に、現在は官公庁でもSNSでの情報発信が多く使われています。令和5年3月からLINE公式アカウントを利用して、中小企業支援策等を発信していただいています。引き続き施策周知への工夫をお願いしたい。

オ 現場訪問事業の充実

公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）と連携し、専門家（中小企業診断士等）を帯同して企業のニーズに応える方法など現場訪問事業の充実をさらに進めてほしい。

【回答】

ア 横浜駅周辺地区のまちづくりの指針である「エキサイトよこはま22」について、令和8年度に計画の更新を予定しています。その中で、関係者と連携しながら、エリア全体の将来像の可視化を図るとともに、北幸地区等の地区別ガイドラインの作成などを通じて、まちづくりの方針を具体的に共有し、開発の機運を高めていきたいと考えています。

あわせて、本計画の実現に向けた開発促進策（規制緩和等）を検討・策定することで、横浜駅周辺地区全体の活性化を推進していきます。

イ 市内への工場等の立地を希望する企業に対し、条件に見合った土地の情報を適宜紹介する「横浜市土地利用マッチング支援」を引き続き、行っていきます。

また、「企業立地促進条例」等の支援策を活用し、更なる投資を呼び込むことで、雇用の増大や市内企業の事業機会の拡大を図ります。

さらに、市内の経済情勢を注視しながら、個別企業訪問などを通じて、積極的に企業に対して市内への投資を働きかけます。

ウ 補助金・助成金の申請手続きについては、引き続き電子化による手続きの簡素化を行うとともに、項目や提出書類の見直しを適宜行

っていきます。

エ SNS やメールマガジンを積極的に活用し、分かりやすく、タイムリーに情報をお届けできるよう工夫を重ねていきます。

さらに、本市の施策のみならず、国や県の補助金・助成金情報、制度改正、セミナー開催情報なども発信し、市内中小企業の皆様の経営に役立つ情報を幅広く提供していきます。

オ 「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」と連携し、中小企業診断士などの専門家による企業訪問を通じ、市内中小企業の経営基盤の安定・強化を目的に販路拡大、技術連携、及び事業転換等、個々の事業者のニーズに寄り添った支援を引き続き実施していきます。

なお、「日産自動車株式会社」の生産体制縮小による影響を受ける事業者に対しては、年間の訪問回数の上限を撤廃し、経営支援の拡充を行っています。

(4) 地域工業会支援（ものづくり魅力向上助成金について）

「ものづくり魅力向上助成金」制度は、社員教育や経営者の研鑽・情報の共有などの研修を実施する地域工業会に非常に効果が期待できる制度ですので、次年度以降も継続していただきたい。

また、年1回の申請ですと年間事業計画を年度初めに決定して申請することが難しく、申請時期を上期と下期2回にしていいただきたい。

【回答】

引き続き、「ものづくり魅力向上助成金」を継続し、地域工業会による人材育成等の活動を後押しします。

また、令和8年度からは、申請時期を年2回に分けて利用できるようにします。

II 販路拡大

1 横浜市の認定・認証制度

(1) 人材確保のための仕組みづくり

認定・認証の数をそろえることが目的にならないよう、取得することにより企業評価のアップにつながる工夫をしてほしい。各企業の取組についてSNS等での発信など、若い人にも企業の頑張りを認識してもらえよう取り組んでいただきたい。

また、よこはまグッドバランス企業認定に格付けランクの創設（更新回数だけではなく取組内容で評価）やグランドスラム企業の上位ランク表彰制度の創設、エコアクション21申請企業の助成金制度の更なる拡充を引き続き検討していただきたい。

【回答】

よこはまグッドバランス企業認定は、年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率、女性管理職登用の目標設定の有無など、企業の取組姿勢を重視して評価しており、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいることを対外的に示す制度としています。

企業の格付けについては、国の「えるぼし認定」や「くるみん認定」において女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組が評価されています。

また、認定制度の趣旨や認定企業の取組を広く周知することで、若い世代を含め多くの方に企業の取組を認識していただけるよう努めていきます。

今後も国や社会の動向を注視し、必要に応じて評価項目を見直しながら、認定取得が企業評価の向上につながるよう取り組んでいきます。

また、「横浜グランドスラム企業表彰」は、各制度とも取組がビジネスの場でも重要視されるようになってきている分野であり、表彰自体をPR材料としていただけると考えています。本市としても、表彰制度を積極的にPRすることで、各制度や表彰の価値を高め、企業の皆様の評価向上につながるよう、プロモーション動画放映や市庁舎での展示、各種イベント・媒体での広報等により、多世代へ向けた周知に取り組んでいきます。

なお、本制度は1事業者あたり1回限りの表彰となりますので、上位ランク表彰制度の創設は検討していません。

横浜市SDGs認証制度”Y-SDGs”認証では、これまでに様々な認証メリットを提供するほか、認証事業者の意見を踏まえ、YOXOフェスティバルにおける認証事業者の取組紹介や制度周知、認証事業者の取組事例を発表し表彰するSDGsアワードの開催など、市民・事業者に広く取組を発信しました。

引き続き、若い世代を含む、幅広い世代の市民、事業者の皆様に制度と認証事業者のPRを行い、ブランディングや企業価値向上につながるよう支援していきます。

また、「エコアクション21」については、自治体が主体となって、エ

コアクション 21 の認証・登録をサポートする「自治体イニシアティブ・プログラム」に申し込んでいます。

本プログラムによって市内企業が認証・登録を行うためのコンサルティング費用等の軽減に取り組むなど、今後も更なる認証取得の促進を図っていきます。

(2) 各種認定・認証取得のインセンティブの拡充

各認定・認証制度がマンネリ化しないよう、企業体力を見極めたうえで認定・認証するとともに、インセンティブの拡充をお願いしたい。

グランドスラム表彰企業には、表彰のメリットとしてインセンティブ補助制度が必要と考えます。

【回答】

「横浜市中小企業融資制度」の「SDGs よこはま資金」について、横浜グランドスラム企業表彰のインセンティブとして、借り入れる際にお支払いいただく信用保証料を、全額助成しています。

引き続き、各認定・認証制度の継続・発展に向けて、申請手続きやインセンティブの見直しを検討していきます。

(3) 各種認定・認証制度全体の見直し（手続きの簡素化）

制度ごとに認定期間（2～5年）や申請先や申請時期がバラバラでスケジュール管理だけでも各企業の負担となっています。これらの制度を統括して管理できる部署を設置して、横浜グランドスラム企業表彰の各認定を更新していく作業負担が重くならないよう負担軽減策を検討してほしい。

【回答】

「横浜グランドスラム企業表彰」の表彰企業に対しては、各認定・認証制度の更新年度を一覧にし、お渡しするなど、管理負担の軽減につながる対応を行っています。

引き続き、各認定・認証制度間で情報共有し、申請手続きを見直すなど、負担軽減につながるよう努めていきます。

なお、地域貢献企業認定制度においては、グランドスラム企業を対象とした更新手続きの簡素化について検討しています。

Ⅲ 人材確保・育成

1 人材確保・育成

(1) 人材確保のための仕組みづくり

就職サポートセンターも令和6年度末に終了してしまい、よこはま合同就職面接会の周知もハローワークに依存した状況となっています。よこはま合同就職面接会の周知はもとより、中小ものづくり企業の人材確保に向けた効果的な支援の仕組みづくりを、引き続きお願いしたい。

例えば、「テクニカルショウヨコハマ」は、商談の機会を目的に開催していますが、大学及び高等学校に働きかけ、大学生、高校生を招待、企業は必要により人事担当も配置して企業紹介の場としても活用してはと考えます。

【回答】

一部エリアでは、地域工業会がエリア内の大学と連携し、工業団地を紹介する講義の実施や、地域ものづくり魅力発信イベントへの参加、さらには、理工系ゼミの学生による企業訪問など、産学連携の取組を進めていただいています。

引き続き、地域工業会の実情に合わせて、支援を行っていきます。

(2) 多様な人材の活用（外国人材受入れ）

市内においても労働力不足による、企業の倒産・廃業も出てきています。外国人労働者の雇用は、今後、急速に増加すると思われれます。

今年度に、外国人問題について調査を行うとのことですので、次のことも含めて検討していただきたい。

ア 企業における雇用問題。例えば、採用後のトラブルなど生じた場合の相談窓口設置。外国人労働者問題発生の際の通訳の無料紹介。

イ その他外国人労働問題に係る事項について、できればワンストップサービスの窓口の設置。

ウ 外国人労働者免許取得問題に対する具体的な対応

(ア) 試験、技能講習、特別教育を実施している対象国がミスマッチで、特に、製造現場の外国人労働者の技能講習、特別教育(フォークリフト、アーク溶接、移動式クレーン、玉掛等)は喫緊の課題。

(イ) 外国人労働者は安全衛生に対する考え方や習慣に違いがあることから、安全衛生教育機関の設置が必要。

なお、現時点において、何をやればいいのか分からず二の足を踏んでい

る企業も多いことから、民間企業の事例を共有したりセミナーを開催したりするなどの取組を進めるとともに、さらに進んで外国人材の住まいの確保等の支援も視野に入れて検討していただきたい。

【回答】

採用・育成時の企業課題やニーズ、必要な支援を把握するため本市で行った調査の結果を踏まえ、外国人材の就職促進と地域企業の外国人材確保を目的に、労働局やハローワークなどの関係機関と連携し、合同就職面接会を開催して企業と外国人材のマッチングの場を提供します。

さらに、採用から定着までを一貫して支援するため、制度理解を促進するセミナーや情報提供を実施し、企業の受入体制強化を後押しします。

また、企業の課題に対し、助言やサポートを行うなど、採用手法や定着に関する課題解決を支援する伴走型のサポート等を通じて、マッチング・育成・定着を包括的に支援します。

【一般要望】

I 操業環境の改善

1 工業系地域活性化・安定した操業

(1) ものづくり産業の操業環境の向上と工業系地域の維持

工業地域及び準工業地域における共同住宅の建設主への指導については、「横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準」に則して建築主等に適切な指導・対応を行うとともに、各区工業会との情報共有に引き続き努めてほしい。また、工場跡地への工場誘致や市内移転による工場建設への支援など、各種支援制度の充実を引き続き進めていただきたい。

なお、現状の工業地域、準工業地域及び工業専用地域を確保するためにも、住工混在の問題を解決する「住み分け」が必要です。市外から市内だけではなく、市内から市内への中小零細企業移転を視野に入れた、操業環境の向上と住みやすい街づくりの道筋を検討していただきたい。

【回答】

工業地域及び準工業地域における共同住宅の建築計画を提出した建築主に対する指導については、引き続きより実効性のある指導となるよう、各地域工業会、工場等及び建築主が協議し、協定を結んでいただくようお願いしており、協議対象については、対象地域の工業会に情報提

供しています。

協定には、入居時の案内等に当該地域が工業地域及び準工業地域であること、近接する工場等からの法律の範囲内の騒音・臭気等に対して苦情を申し立てないこと等を記載しています。

今後も周辺工場と良好な関係を築けるよう各地域工業会や建築主と協力しながら対応していきます。

また、本市では、市内への工場等の立地を希望する企業に対し、用途や面積、地域等を確認の上、条件に見合った土地の情報を適宜紹介する「横浜市土地利用マッチング支援」を行っています。なお、「企業立地促進条例」では工場が立地する際の支援を継続していきます。

(2) 住工共生への取組

住工共生地区の調和のとれた地域活性化の取組、地域に理解してもらうための取組への支援を引き続きお願いしたい。また、工業系地域での住工混在はますます進んでおり、防音、防振、防臭対策など操業環境整備のための、助成金をはじめとする支援をお願いしたい。令和3年度までであった周辺環境及び近隣住民投へ配慮することを目的とした、騒音、振動及び臭気等を低減させる設備を対象とした中小企業設備投資助成金の復活を要望します。

また、助成金支援の対象範囲については、工業系地域以外にも適用できるようにしてほしい。

【回答】

地域活性化の取組、地域に理解してもらうための取組については、引き続き「ものづくり魅力向上助成金」による支援を実施していきます。

また、工業地域及び準工業地域における共同住宅の建設計画を提出した建築主に対して指導を行うなど、中小製造業の皆様の操業環境の維持向上に取り組んでいきます。

令和3年度まで実施していた騒音、振動及び臭気等を低減させる設備を対象とした中小企業設備投資助成金については、申請実績がなかったことから、廃止した経緯があります。

2 都市計画・建築・環境

(1) 産業団地の夜間の犯罪等の未然防止と従業員の安全確保の観点から、街路灯の設置

「ものづくり魅力向上助成金」の活用範囲等の説明を含め、年度毎（年

度予算範囲による)設置に向けた具体的な打合せを要望します。事故が発生してからでは遅すぎるので継続して要望するとともに、近い将来は産業団地全体に設置できるようお願いしたい。

なお、令和2年の国勢調査によると、金沢区民で製造業従事者は約1.1万人で、うち約4割は区内で働いています。防犯灯は居住者への行政サービスの1つだと認識しており、在住者が多いこと、また、最近では女性従業員が増えていることを踏まえ、工業団地内でも防犯灯ができる仕組みづくりを市民局と金沢区役所、経済局が中心となり進めることも検討してほしい。

【回答】

令和8年度は、「ものづくり魅力向上助成金」を拡充し、これまでの「防犯灯の設備費・設置費」に対する助成に加え、夜間照明の設置に向けた調査費を助成対象に加えます。

今後も、地域工業会の皆様が、より活用しやすい助成金となるように状況の把握に努めます。

(2) 防犯灯管理維持費の補助

防犯灯の設置については、横浜市のものづくり魅力向上助成金が交付されていますが、電気料金の補助はありません。継続した防犯灯維持のために、防犯灯管理維持の補助金等を要望します。

【回答】

令和8年度は、「ものづくり魅力向上助成金」を拡充し、これまでの「防犯灯の設備費・設置費」に対する助成に加え、夜間照明の電気料金を助成対象に含め、継続した防犯灯維持をサポートします。

(3) 国道1号線（新子安地区）の都市計画道路の計画中止等

国道1号線（新子安地区）の都市計画道路の計画中止と国道沿いの容積率の緩和を、引き続きお願いしたい。

【回答】

国道1号（新子安地区）の都市計画道路の計画中止については、引き続き道路管理者である国土交通省に要望をお伝えします。

また、国道沿いの容積率については、令和4年3月に策定した「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」において、「幹線道路沿道に指

定している用途地域について、必要に応じ、都市計画変更その他の経過を踏まえた見直しを行う」こととしています。

(4) 用途地域の見直し等

次回行われる第9回線引き見直し（市街化区域と市街化調整区域の区分の見直し）にあたっては、市街化調整区域を市街化区域に見直す際は、市街化区域における工業の利便の増進を図る観点を踏まえ、工業系の用途地域の拡大を図ってほしい。

【回答】

第9回線引き全市見直しについて現時点では未定ですが、戦略的・計画的に土地利用を進める区域については、まちづくりの具体化にあわせて随時見直しを行うこととしています。

線引き見直しにおける基本的基準では、都市インフラの整備効果等を最大限に生かし、本市の持続可能な発展や都市活力の向上に寄与する地域として選定され、かつ整開保等に戦略的に位置付けられた区域で、高速道路インターチェンジ周辺や整備済みの幹線道路沿道等に位置する土地利用計画の具体化が見込まれる区域等を「市街化区域への編入を行うことが望ましい区域」としています。

また、市街化編入にあたっては、地域の合意形成、事業実施の見通しが明らかになり、本市の関係区局や関係機関などとの必要な調整を行った地区について、地区計画等の決定と併せた市街化区域への編入を検討することとしています。

この検討の中で、それぞれの区域のまちづくりの実現に資する用途地域を指定していきます。

(5) 市街地環境設計制度の容積率緩和対象の拡大

市内での事業継続のためには、老朽化した施設の建替えが差し迫った課題となっています。

容積率の緩和により、所在する場所での建替えが難しかった工場等の建替えが進むことで、経済の活性化だけでなく環境対策の向上も図られると考えられます。

「横浜市市街地環境設計制度」では高さの制限緩和は得やすいが、容積率の緩和は得にくいいため、高さ制限が緩和される場合は、容積率を併せて緩和されるよう要望します。

【回答】

横浜市市街地環境設計制度は、建築計画が、市街地環境の整備改善に資することを条件に、容積率や高さの緩和を行い、良好な市街地環境の形成を誘導していく制度です。

本制度は、高さ制限と容積率制限を併せて緩和する場合、それぞれの緩和に必要な公開空地面積の合計と比べて、少ない公開空地面積で緩和を行うことができます。

これに加え、工業系地域の環境改善に寄与する建築物や環境に配慮した建築物については、容積率をさらに緩和することができます。

(6) 工場緑化の負担の軽減

工場の緑化率は他用途の施設に比べ高い率となっており、個々の企業では様々な工夫をして対応しています。しかしながら、工場にとっては、施設の老朽化対策や耐震補強等を進めることが喫緊の課題となっています。

そのため、壁面緑化を活用した基準の緩和、工場の屋上緑化や壁面緑化への支援、税の軽減、をお願いしたい。

また、再生可能エネルギー導入時の緑化率の軽減として、太陽光パネルを緑地面積に算入させることも引き続き検討してほしい。

なお、工場立地法の市町村準則について、横浜市は他地域と比べ、緑化の基準が厳しすぎます。特に工業専用地域については、他地域との差が大きいため緩和をお願いしたい。

規制の厳しさが土地生産性を低下させ、該当地域での投資判断に影響することは、経済産業省の工場立地法検討小委員会でも言及されています。横浜市の工業専用地域は沿岸部に集積されているため、周辺的生活環境との調和の観点においては、緩和による大きな影響は無いと思われます。

【回答】

本市では、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、工場等の緑化について事業者の皆様にご協力をいただいています。

壁面緑化の基準については、過年度から必要な緑化率の半分まで対象とすることを可能としています。なお、緑化協議の対象となる要件の緩和や手続きの簡略化について、現在基準を見直しています。

屋上緑化や壁面緑化への支援、税の軽減による支援については、横浜みどり税を財源の一部とした「横浜みどりアップ計画」により、法令等

の基準を上回る場合に、助成や税軽減を行う制度を設けています。

また、「工場立地法」では、一定の規模以上の製造業等に係る工場等に対し、緑地面積率を20%以上確保するよう求めるほか、これとは別に地域ごとの基準を定めることができます。

本市では「横浜市工場立地法市準則条例」により、工業専用地域における工場等の緑地面積率を15%以上としています。

工場の敷地外に一定の要件の緑地を有する事業者に対し緑地面積率への算入を認めるなど、工場立地の円滑化と工場緑化の促進の両立に取り組んでいますが、「工場立地法」に基づく緑地面積率については、本市緑化施策や関連制度等も鑑み、総合的に設定する必要があると考えています。

(7) 金沢産業団地操業環境等維持に関する運営方針の確立

金沢臨海部産業活性化プラン（平成29年策定）にも記載されているまちづくりの目標は、「企業の操業環境を維持していくとともに、より働きやすい魅力ある地域環境としながら、周辺地域との交流が盛んな圏域とします。」と記されているなか、地域工業会の具体的な取組として唯一策定した「地域まちづくりルール」と併せ、行政側としての新たな基準を設定し、その内容の適正な運用を図ることで、将来に向けた産業団地全体のより良い操業環境の継続的維持・確立することが可能となります。

まちづくりルール（土地使用協定を含む）と行政側の新たな基準により、持続可能な産業団地としたいと考えます。

【回答】

行政側で新たな基準を設定することについては、地域に新たな規制を設け、団地内企業の皆様にも一定の負担を強いることになると考えられることから、現時点で具体的な方針は定めていません。

操業環境の維持に向けた考え方や取組については、関係部署において情報共有を図りながら、地域の意見を尊重しつつ検討を進めていきます。

(8) 金沢産業団地内の公園・歩道等の緑地整備

公園や歩道等の樹木等の剪定・伐採等の緑地の整備について、引き続き港湾局と金沢土木事務所で連携して整備を推進してもらいたい。「剪定・伐採の実施予定（計画）の提出」をお願いしたい。

【回答】

令和7年度は、金沢産業団地内の休憩緑地1-A（通称：福浦二丁目公園）及び休憩緑地1-C（通称：福浦一丁目公園）において、草刈、樹木等のせん定・伐採を行いました。また、休憩緑地2-D外周において、越境部の草刈、高木のせん定・伐採を行いました。

その他の緑地を含め利用者の皆様が安心・安全にお使いいただけるよう、港湾局と金沢土木事務所で情報共有はじめ連携を図りながら、せん定・伐採及び清掃などの緑地管理を計画的かつ適切に取り組んでいきます。

なお、次年度のせん定・伐採の実施計画については、事業者との委託契約締結後、履行計画策定のうえ、ご提供させていただきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

金沢産業団地内の港湾管理者が管理する公園・緑地及び道路以外の市道等については、金沢土木事務所がパトロール等で状況を監察し、必要に応じて樹木のせん定や伐採を行っています。

また、地元の横浜金沢産業連絡協議会、金沢警察署等と連携し、不法投棄物の回収や放置自転車・バイクの移動を行っています。

なお、せん定等の状況の報告については、港湾局をはじめ関係部署等とも情報を共有し適宜、対応していきます。

引き続き金沢産業団地内における市道等の適正管理に努めていきます。

(9) 横浜市金沢産業振興センターの将来に向けた施設整備等

横浜市金沢産業振興センターの旧ハイローズの改修と入居者募集が開始されるなど修繕工事も進められているなか、これまでのサウンディング調査やアンケートの結果を踏まえた、産業団地従業員の福利厚生のある益なサービスと利便性を提供できる事業者の入居を目指していただきたい。

併せて振興センター全体の将来構想について、「令和6年12月2日に提出された『産業振興センターの進め方（案）』に基づき協議・検討」を進めていただきたい。早急なる協議の場の設置をお願いしたい。

【回答】

「横浜市金沢産業振興センター」が産業団地従業員の福利厚生施設であることから、誘致活動並びに入居審査を行うにあたっては、施設の性質に見合った事業者となるよう努めていきます。

「横浜市金沢産業振興センター」については、令和6年12月にお示ししたとおり、令和8年度までに、老朽化にかかる対応や、収支改善の取組を行い、その効果検証を踏まえて、令和9年度以降の方針を検討していきたいと考えています。

(10) 緑地等（横浜市の所有又は管理）を、地域企業の事業用トラック専用駐車場として貸出

鳥浜工業団地は、国道357号線沿線に隣接しており、多くの中小企業の運輸業が集積しています。運輸業の問題として、事業用トラック車両の駐車場不足があげられます。大型トラックの駐車場は少なく、事業所から離れた駐車場を利用しています。また、大型車両が道路に待機駐車して交通安全に支障があり、交通渋滞の一因となっていることから、横浜市の所有又は管理する緑地等を、地域企業に事業用トラック専用駐車場として貸し出すことを要望します。

例えば、鳥浜十字路の港湾局緑地、通称鳥浜グラウンドや第3セクターの横浜シーサイドライン並木駐車場を想定しています。

【回答】

通称鳥浜グラウンド（休憩緑地2-A）は、港湾で働く方々や市民の皆様にご利用とスポーツの場を提供する港湾緑地として、国の認定を受けている施設です。

港湾緑地は一定の面積を確保する必要があるため、本来目的での供用を基本とさせていただくことをご理解ください。

また、ご要望の施設については、現在、他の団体に貸付けていますので現時点でご利用いたしかねます。

なお、金沢区幸浦に所在する1,000平方メートル弱の本市所管用地については、ご相談に応じさせていただきますので、港湾管財課までお問合せください。

(11) 旧富岡倉庫地区の跡地利用に「防災力向上に資する機能」を充実させた施設の建設

「旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画(改定案)」の土地利用計画の方向性に、「防災力向上に資する機能」を明記し、地域の要望を反映させた、「防災力向上に資する機能」を充実させた施設の建設を要望します。

【回答】

「旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画（令和7年10月改定）」において、導入機能の誘導に併せた土地利用の考え方として、「野積場周辺を含めた防災力向上に資する機能の導入」を記載しました。

施設の建設にあたっては、国が土地を民間事業者に売却又は賃貸し、民間事業者が土地利用を行うことを想定しています。

民間事業者の土地利用にあたっては、国と協議し、地区計画等の規制誘導手法の活用や公募での適切な条件設定などを検討し、防災力向上に資する機能の導入を含めた、跡地利用基本計画の実現を誘導していきます。

(12) 道路区画線の劣化補修

横断歩道・外側線など道路区画線が劣化で薄くなっている箇所が多数見受けられるので、引き続き、引き直しをお願いしたい。

【回答】

車道外側線などの区画線については、交通安全上、優先度が高い箇所から順次補修を進めています。

また、横断歩道等の道路標示の補修は、神奈川県警察本部の所管事務となりますので、神奈川県警察本部にご要望をお伝えしました。

引き続き、神奈川県警察本部と連携を図りながら、道路の安全性向上に取り組んでいきます。

3 道路

(1) 国道357号線の3車線化及び金沢区鳥浜町付近道路等の交通渋滞緩和対策

金沢区国道357号線沿線は続々と大型物流倉庫が建設中であり、国道357号線及び鳥浜工業団地内の道路等の交通車両が極めて増加しています。そのため、国道357号線の3車線化及び金沢区鳥浜町付近道路等の交通渋滞緩和対策を、次のとおり、お願いしたい。

ア 鳥浜交差点から幸浦二丁目交差点間の国道357号線の車線を増やし、車両交通の円滑化を図る。

イ 道路を拡張及び車線を増加する等の処置については、鳥浜工業団地内市道鳥浜16号線の道路幅を拡張（白帆地区側の歩道幅を狭くし、道路幅を拡張する等の検討）及び一部を2車線化することを検討し、三井アウトレットパークへ来訪する車両と工業団地業務車両

を分離する。

- ウ 三井アウトレットパーク及びブランチ横浜南部市場の2つの商業エリアへ遊びに来る人々が多くなり、「鳥浜工業団地入口」交差点の交通がさらに輻輳する状況となっている。自動車、自転車及び歩行者の安全を確保するために、「工業団地入口交差点」にスロープ付きの横断歩道橋を設置する。
- エ 幸浦～福浦間も今後、大型物流センターや給食工場の稼働により交通量の大幅増が予想されます。引き続き、交通の円滑化のための柔軟な対応をお願いしたい。

【回答】

- ア 鳥浜交差点から幸浦二丁目交差点間の国道357号の3車線化については、道路管理者である国土交通省より、「周辺の交通状況を踏まえて対応を検討していきます。」と回答をいただいています。
- イ 鳥浜町付近の市道については、周辺の交通状況を踏まえ対応を検討していきます。
- ウ 当該箇所の交通状況、近傍の交差点については、道路管理者である国土交通省より、「横断歩道橋が設置されていること等を踏まえ、安全対策について必要性を含め検討していきます。」と回答をいただいています。
- エ 道路管理者である国土交通省より、「周辺の交通状況を踏まえて対応を検討していきます。」と回答をいただいています。

(2) 金沢産業団地内道路の標示線等の整備

前年度も規制を伴う道路標示は神奈川県警の所管であることから、要望の趣旨を金沢警察署に伝えたとの回答をいただきましたが、「金沢警察署の具体的計画・対応等についての提示」がまだいただけていません。引き続き金沢土木事務所のフォローをお願いしたい。

【回答】

神奈川県警察本部が所管する路面標示については、ご要望の趣旨とあわせ、具体的にご回答をいただきたい旨の要望があったことを、あらためて令和7年12月10日及び令和8年1月16日に本市から金沢警察署交通課にお伝えしたところ、近隣の交通状況を踏まえた対応になると聞いています。

引き続き、港湾局が管理する臨港道路の路面標示等については、適切

な維持管理に努めていきます。

- (3) 京浜急行井土ヶ谷駅前から鶴巻市場交差点までの間に横断歩道の新設
京浜急行井土ヶ谷駅前から井土ヶ谷交差点の間や、井土ヶ谷交差点から鶴巻市場交差点の間の距離が長く、道路を横断する人が多く危ないため、横断歩道の新設を希望します。

【回答】

横断歩道の設置に関することは、神奈川県警察本部の所管事項となりますのでご了承ください。

II 販路拡大

1 展示会への出展支援

パシフィコ横浜や東京ビッグサイトは国内有数のコンベンション施設です。脱炭素や医療、DXなど成長分野をテーマに数多くの展示会が開催されており、ここから新しいビジネスの展開が期待できます。一方、企業側からは、単独での出展ではインパクトを生みにくい、出展ノウハウが不足している、どのような要素技術が求められているのか分からないといった課題があります。製造業を中心に出席経験の浅い企業を抽出し、働きかけや支援を行うなど、近隣に大型コンベンション施設が立地する強みを生かした企業支援をお願いしたい。

また、自治体間の連携やネットワークを活用し、展示会に限らず他都市との多方面での連携・協力関係の構築が必要と考えます。

【回答】

本市では首都圏最大級の工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ」を開催することで、新たなビジネスを展開する機会を設けています。

その中で、貴団体と連携をして、「横浜ものづくりゾーン」を設置し、集合展示を行うことに加え、専任スタッフによる相談を受け付ける等、引き続き出展支援を行っていきます。

また、令和7年度より、米国関税や日産自動車の生産体制縮小による影響を受ける中小企業の皆様への支援を強化するため展示会出展料や会場設備費を助成対象とした「展示会出展費用助成金」を創設しています。

パシフィコ横浜で開催されているBioJapanにおいては、川崎市や公

益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団等と連携して、横浜・川崎パビリオンを設置し、市内・県内の中小企業・スタートアップへの出展支援を行っています。

また、展示会に限らず、スタートアップ・エコシステム拠点都市や Greater Tokyo Biocommunity などの枠組みを活用して、他自治体等との連携・協力関係を構築しています。

2 受注機会の拡大

受発注相談の効果的な実施を図るため、行政によるPRにより受発注商談会への参加企業の充実を図るなど、受発注機会の更なる検討を行っていただきたい。

横浜市というブランドを活かしながら、テクニカルショウなど民間の力より横浜市の力を使って他都市から企業を呼び込むなどマッチング機会を工夫してもらいたい。

【回答】

本市では、市内中小企業の新たな受発注取引先の獲得につながる場を提供するため、他自治体や関係機関・団体等と連携を図り、商談会等の開催をしています。

令和7年度は神奈川産業振興センターや貴団体と連携し、「受発注商談会 in 横浜」を、「しずおか・かながわ広域商談会」と合同で開催し、日頃の営業活動では出会えない隣県企業との新たなビジネスチャンス創出を図りました。

令和8年度以降も引き続き、市内中小企業の受発注機会の創出を実施していきます。

3 大企業と中小企業の連携

横浜市にある中小企業の認知度を高める工夫をし、大企業への取引増加の働きかけやマッチング機会の拡充に努めていただきたい。なお、マッチングにあたっては、中小企業のノウハウを大企業に取られ、大企業のみが利益を得ることのない仕組みづくりを検討してほしい。

【回答】

「横浜市中小企業振興基本条例」では、大企業者等の役割として、市内中小企業者との連携・協力を努めることを規定しています。

本条例の取組をまとめた報告書の配付や意見交換などの機会を通じ

て、引き続き、市内中小企業への発注を含む連携について、働きかけていきます。

「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」等の関係機関と連携し、市内中小企業の技術・特徴の認知度向上や、横浜ものづくりコーディネーターによる市内中小企業と大企業とのマッチング、大企業主催の商談会へのコーディネート等を推進していきますので、是非企業の技術をアピールする場としてご活用ください。

4 公共事業発注の仕組み

(1) 市内中小企業への優先発注

市の発注事業については、中小企業が置かれている現在の厳しい状況を配慮し、今まで以上に市内中小企業への優先発注をお願いしたい。また、過去に未発注の企業を優先する仕組みを検討してほしい。

【回答】

本市の発注については、「横浜市中小企業振興基本条例」に基づき、市内経済の活性化の観点から、市内中小企業者への優先発注を基本方針としているところです。

今後、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、適切に分離・分割発注をすることにより、中小専門事業者の受注機会の確保を図っていきます。

また、入札における公正性・透明性・競争性の確保を目的として、履行能力と意欲のある事業者が自由に参加できる一般競争入札を全面的に導入しているため、ご理解のほどお願いします。

(2) 地域貢献企業等へのインセンティブ発注

横浜型地域貢献企業をはじめ、横浜市の認定・認証企業へのインセンティブ発注について、建設業以外他の業種にも広げるなど効果的な運用を図っていただきたい。具体的には、インセンティブ発注を工事や一部委託業務だけでなく、広く委託・物品にも適用することを引き続き検討してほしい。

また、工事のインセンティブ発注に関して、横浜市災害協力事業者の認定対象を見直し横浜市消防団協力事業所を認定対象とすることを引き続き検討してほしい。

【回答】

企業が地域において社会貢献活動の一端を担うことは、非常に重要であると考えており、一部の委託契約について、地域貢献活動を実施している事業者として本市から認定された「横浜型地域貢献企業」であることを条件にしてインセンティブ発注を実施しています。

委託・物品契約におけるインセンティブ発注の対象や発注件数については、入札の競争性の確保及び入札・契約状況等を踏まえ検討していきます。

災害協力事業者名簿の現在の認定対象は、災害時の協力に係る協定に基づく協力隊員名簿に登載されている事業者又は台風、降雪時、地震発生時等の緊急災害対応に協力し、本市に対して積極的な貢献があった者として関係区局より報告のあった事業者です。

引き続き認定対象については、入札の競争性の確保及び入札・契約状況を踏まえ、関係区局と連携し検討していきます。

(3) 地元企業が数多く参加する異業種JVの推進

PFI事業に対して地元企業が数多く参加する異業種JVについて、さらなる推進をお願いしたい。

【回答】

令和4年度に設立した「横浜PPPプラットフォーム」の取組を通して、企業の皆様のニーズを確認しながら、魅力的な事業を創出していくとともに、企業同士のビジネスマッチングを強化し、参画に向けた環境づくりを推進します。

さらに、これまで導入実績のない複合施設の再整備や市内企業が参画しやすい比較的小規模な案件の創出を図るとともに、小規模な案件においては応募グループに市内企業を含めることを必須要件とし、市内企業の参画を促進しています。

(4) 適正価格での発注と作業環境の改善対策

中小企業は原材料費、エネルギー料金の高騰に加え人材確保のための人件費増加など経営環境は非常に厳しいものがあります。このためには経営資金を確保する必要がありますが、これらの高騰分の価格転嫁が中小企業では思うように進まず、倒産・廃業等の危機にある現状があります。そこで、引き続き、国等の行政による中小企業にとって実効性のある価格転嫁施策の推進を要望します。

また、異常気象が続くなか、令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場（現場）における熱中症対策が義務付けられました。工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費に参入することや経口補水液等の購入について支援をお願いしたい。

【回答】

本市で発注する物品・委託等の契約における設計金額及び予定価格については、過去の納入実績のみならず、発注時の参考見積りや市況価格などを調査した価格を参考とすることとしています。

また、近年の物価や人件費の上昇を踏まえた、適正な予定価格の設定を関係区局へ指導してまいります。

公共工事の工事価格については、積算基準に基づき、直近の市場における労務単価及び資機材等の取引価格等を適切に反映しています。

また、契約後に著しい単価等の高騰があった場合には、スライド条項の適用により対応しています。

令和6年6月に公布された第三次・担い手3法では、建設業の担い手確保を目的として、適切な価格転嫁による労務費労務費へのしわ寄せ防止が規定されたことを踏まえ、国の動向を注視しつつ、適切に対応してまいります。

また、土木工事においては、「横浜市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行概要（土木工事）」により、作業員個人に対する熱中症対策費用（経口補水液等）を設計変更時に計上できる場合があります。

引き続き、熱中症対策について調査研究してまいります。

Ⅲ 人材確保・育成

1 人材確保・育成

(1) ものづくりの楽しさのPR

区レベルなど、より地域に密着した形でものづくりの楽しさをPRできる事業を展開できないでしょうか。具体案としては、児童・生徒等の施設見学での地元ものづくり企業の技術者との交流機会創出、その仲介や事業PRを要望します。

港北オープンファクトリー、メイドインつづき事業のように地域と工場を繋ぐ事業は、児童・生徒にもものづくりの楽しさを感じてもらえる重要な取組ですので、経済局や横浜市にも支援をお願いしたい。また、このような事業は、土・日曜日の開催が多く、企業負担が大きいことも考慮したうえで支援をお願いしたい。

【回答】

港北区、瀬谷区、都筑区、戸塚区、保土ヶ谷区及び金沢区で、地元ものづくり企業と連携しながら、ものづくりの体験事業やPR展示を行っています。

ものづくり支援課では、各区に対して予算の配当をし支援をしています。

引き続き、各区が地域に密着して地元の企業PRの場を創出できるよう、支援をしていきます。

(2) 中小企業のインターンシップ受入れ

就業サポートセンターが令和6年度末で事業を終了してしまったことも踏まえて、求職者を工場に短期派遣するインターンシップ事業の取組の進め方を検討してほしい。

【回答】

中小企業の人材確保支援を目的として、市内大学等と連携し、市内中小企業へのインターンシップ受入支援を継続して実施しています。

令和7年度は、9社の受入企業が13人の学生を受け入れました。

令和8年度も、地元学生に対して市内中小企業の魅力を積極的にPRしていきます。

また、令和7年度より、面接会を入口として来場者等で個々の支援が必要な人に対する支援を行い、就職を促進しています。

今後、就職支援の一環でインターンシップを受け入れる企業と求職者をつなげる取組を検討します。

(3) 高校生就職フェアの拡充

人材不足のなか、大手企業が高校生採用を活発化させており、地元中小企業には高卒採用が難しくなっています。市工連では、「高校生のためのWeb動画作成補助」や「学校と企業の就職に関する懇談会」を行っていますが、予算枠が小さかったり、すぐに定員に達したりして十分に会員企業に活用されていないため、予算措置の拡充をお願いします。

あるいは、高校生就職フェアのオンライン化や参加企業・学校の拡大などをハローワークに働きかけるよう要望します。

【回答】

規模の拡充、地元中小企業の優遇などの要望については、高校生就職

フェアの主催であるハローワークに伝えていきます。

また、引き続き、ものづくり人材育成支援事業等を通して、効率的な地域工業会の支援につながるよう貴団体とともに努めていきます。

(4) 多様な人材のための設備改善助成と環境づくり、制度づくり支援

女性活躍が叫ばれているなか、女性に限らず若年層ひいては外国人労働者など新たに雇用された人々が、定着していくための就業環境づくりや制度づくりの支援をお願いしたい。

以前、横浜市で実施していた女性の働きやすい環境を支援する「中小企業女性活躍推進事業助成金」の復活を希望する声もでています。多様な人材の雇用を定着させる視点から、要件や運用の範囲を広げた新たな設備改善助成制度の創設を検討していただきたい。

【回答】

多様な人材が活躍するため、ハローワーク等と連携し、採用意欲の高い市内中小企業等を一堂に集め、求職者と採用担当者との面接の場を提供しています。

また、面接会を入口とした個別支援を行い、就職及び定着を後押しします。

外国人材については、採用・育成時の企業課題やニーズ、必要な支援を把握するため本市で行った調査の結果、外国人材を採用し定着するために明らかになった「言葉の壁や文化の違い」「受け入れ時の法的な手続き」等の課題に対して、採用から定着まで一貫した支援を実施します。

また、多様で柔軟な働き方の推進に関するセミナーの開催や情報発信により市内中小企業の取組を支援し、人材の確保や定着、生産性向上につながるよう努めていきます。

IV ものづくりの活性化に対する支援

1 GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）

「GREEN×EXPO 2027」について、横浜市工業会連合会全体として開催に向け及び開催期間中に、何らかの関わりがもてるよう検討してほしい。

「2027年国際園芸博覧会」は、通称名を「GREEN×EXPO 2027」としているように、環境や自然保護、脱炭素といった現代的な課題を幅広く捉えた博覧会になるということも発表されています。各製造業、特に中小企業が持っている省エネ技術・製品の発信の場としても有効ではな

いかと考えます。ビジネスチャンスの創出にも繋がるような取組になるよう、市工連企業の取組の支援について横浜市に要望します。

【回答】

Urban GX Village 内に本市が設ける発信拠点には、来館者との交流を通じて新たな取組の創発につなげることを目指した「交流・創発スペース」を設置します。

交流・創発スペースでのグリーン社会を実現する先進技術に関する展示やイベント等の実施に向け、関係団体と連携し、内容の検討や調整等を行います。

2 事業承継支援の充実強化

事業承継へのサポートだけではなく、経営支援の一環として相談からマッチングまでの一元的支援を、県の事業承継ネットワークとも連携し充実させるよう、引き続きお願いしたい。

また、経営者の高齢化が進み事業承継が喫緊の課題となっています。中小企業間のM&A等の相談窓口の充実をお願いしたい。

【回答】

事業承継課題を抱える企業の皆様に対して、「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」による専門相談窓口での支援や訪問相談支援のほか、承継事例の紹介等を行うセミナーや、後継者・後継候補者に向けた実践型の育成講座の開催、さらには「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」や民間M&Aマッチングサイトと連携したM&A支援など、幅広く展開しています。

また、中小企業融資制度の「事業承継資金」については、令和7年4月に保証料助成の限度額の拡充をしました。

令和8年度は、事業承継の準備段階の費用を融資の資金用途に加えることで、承継計画の早期策定を後押しします。

引き続き、市内中小企業の皆様における事業承継への取組を支援していきます。

3 中小企業の経営支援

(1) サイバーセキュリティ対策への支援

大手企業がサプライチェーン全体での「サイバーセキュリティ対策」

を点検し始めているなか、我々中小企業にも対策が求められ始めています。中小企業としてどのように「サイバーセキュリティ対策」をとればよいのかについて、セミナーや勉強会などの施策を検討してほしい。

【回答】

神奈川県や民間事業者と連携し、令和7年12月に、BCP・事業継続力強化計画の観点から、生成AIの活用とリスク管理、ランサムウェア攻撃等へのサイバーセキュリティ対策に関するセミナーを実施しました。

引き続き、「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」の経営相談窓口や中小企業診断士等の専門家派遣による相談などを通じ、個々の事業者のニーズに寄り添った支援を実施していきます。

(2) 厳しい経済環境下での諸施策の実施

今日の経済環境は激変の状況下、国内ではマイナス金利が解除され1年が経ちました。令和7年10月時点で政策金利は0.5%に据え置かれたものの、市中金利も上昇局面にあることから、中小企業の金利負担も上昇することが見込まれます。物価高騰、人件費上昇など企業の経営環境は厳しさを増しており、中小企業への資金繰り支援の拡充をお願いしたい。

とりわけ次の点について検討してほしい。

ア 中小企業融資制度の拡充

(ア) 「緊急経営支援資金」の継続

米国関税措置や原油・原材料価格の高騰の影響を受ける事業者の資金繰り支援のため、令和7年10月に創設された「緊急経営支援資金」を、令和8年度以降も継続してほしい。

(イ) 「小規模企業特別資金」の融資額の増

小規模事業者向けの無担保制度「小口零細企業保証」（全国小口）の枠2千万円を超える「小規模企業特別資金」の枠の設定を1千万円増額し3千万円にしてほしい。

(ウ) スタートアップ企業向けの無担保制度「創業おうえん資金」の融資対象要件の緩和

現行制度では、個人事業主から法人設立（法人成り）した場合、「5年未満」の要件は会社設立時でなく個人営業時も通算されてしまいます。これを「会社を設立して5年未満」に拡大されるよう要望します。

- (エ) スタートアップおうえん資金（会社のみ対象）制度の要件緩和別途該当を求められるア～カの要件が制度を利用しにくくしているため、この要件の緩和（撤廃）を要望します。

イ 保証料助成率拡大

- (ア) 「脱炭素割」以外での割引制度の創設をお願いしたい。
具体的には、生産設備（新設、更新）、投資割引、空き家物件等の不動産購入時の割引などを検討してほしい。
- (イ) 各制度全般に対する助成率の引き上げをお願いしたい。

【回答】

ア

- (ア) 令和8年度の横浜市中企業融資事業では、令和7年10月1日から開始した「緊急経営支援資金」を既存の「経営支援資金」に統合し、継続予定です。
- (イ) 全国統一保証制度「小口零細企業保証」では、上限枠が2,000万円と定められています。
上限枠を超える借入については、その他の融資制度のご利用をご検討ください。
- (ウ) 「創業おうえん資金」で利用している全国統一保証制度「創業関連保証」又は「スタートアップ創出促進保証制度」では、個人事業主から法人設立（法人成り）した場合、「5年未満」の要件は会社設立時ではなく、個人営業時も通算することと定められています。
個人事業主としての創業から通算5年以上の中小企業については、「創業おうえん資金」以外の融資のご利用をご検討ください。
- (エ) 広く創業から5年未満の事業者については、「創業おうえん資金」をご利用いただくことを想定しています。
その上で、本市のスタートアップ成長支援施策に基づき、「本市によるスタートアップ成長支援事業をご利用されたスタートアップ」について、資金調達の面から支援するという目的で、追加の要件を付した「スタートアップおうえん資金」を設けています。

イ

- (ア) 令和7年10月より、設備更新を行う中小企業が利用できる「設備更新資金」を実施しています。

本融資では、信用保証料を最大0.4%助成しています。

また、本市の「脱炭素取組宣言」を実施した中小企業が利用できる「宣言割」は、「緊急経営支援資金」や「貸上げおうえん資金」にも適用可能であり、空き家物件等の不動産購入にもご利用いただけます。

- (イ) 令和7年度は、米国関税措置や日産株式会社の生産体制縮小等の経済変動に対応するために、機動的に補正予算を組み、10月1日より保証料助成を優遇した「緊急経営支援資金」等の創設を行いました。

令和8年度も引き続き、利用実績やニーズを踏まえ、中小企業の資金需要にきめ細かく対応した資金繰り支援を実施していきます。

(3) 横浜市工業会連合会への支援

市工連が管理・運営している「横浜産貿ホール マリネリア（以下、ホール）」は、小規模の展示ホールとして、企業の方々に利用されています。また、B to Bビジネスには展示会が大変重要な意味を持っており、ホールの積極的な活用促進は、市内経済活性化に寄与するものと考えています。

しかしながら、ホール利用料は、市工連の活動を下支えするものでもあり、ホールは横浜市と神奈川県との共有になっていることから、県とも連携を図り、施設改修等への支援を引き続きお願いしたい。

【回答】

引き続き、産業と経済を発展させるため、ホールの活用促進や事業経費の適正使用については、貴団体と調整しながら検討していきます。

V その他

1. 公園（小・中規模）における植栽等整備

GREEN×EXPO 2027に向け、主催地はもとより市内各地域での整備が進んでいます。市内企業及び横浜市民の期待も日増しに大きくなっています。この機をとらえて市民の緑化意識をより高めるためにも、各区所在の小規模及び中規模の公園への花き類新植と管理を促進してほしい。

【回答】

本市では、2017年の第33回全国都市緑化よこはまフェアの成果を継

承しながら、市民、企業、活動団体等の様々な主体と連携し、花や緑による美しい街並みや公園、自然豊かな里山などの横浜の魅力を発信することで、街の活性化や賑わいを創出しています。

GREEN×EXPO 2027の機も捉えて、市民の美化意識の高まりに繋がるよう、花壇づくりなどの、地域をはじめとする多様な主体と連携した緑や花を育む活動のほか、緑や花に関するイベントの開催など、引き続き、花き類新植と管理に係る取組の支援を進めていきます。

2 事業系廃棄物・産業廃棄物の有効活用

SDGsの観点から、現状、有料処分となっている各企業の事業活動により発生する事業系廃棄物・産業廃棄物について、再利用可能物資として捉え、品目や用途、再利用ルートを市が一元管理し、資源循環局のみに留まらず各区で管理を行い、身近な情報として市民へ提供してほしい。

【回答】

事業活動により発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者の責任で適正に処理することが定められています。

事業所で不要となったプラスチック類や油などのうち、状態の良いものはリサイクル原料として有償で売却できる場合があります。

また、有償で売却できないものについても、神奈川県や商工会議所等と連携して運用している「廃棄物交換システム」を活用することで、県内の他事業所に原材料や燃料として引き渡せる可能性があります。

廃棄物の有効活用や適正処理については、ぜひご相談ください。

3 企業防災

(1) BCP構築に必要な対策や備品に対する補助金

「BCP構築に必要な備品等（ポータブル電源や止水板等）購入に対する補助金」の継続要望と併せて、当該備品を購入することに対する税制優遇措置など、合わせ技支援をしていただくことで中小企業のBCP策定をより推進することとなると考えます。

【回答】

「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」による窓口相談や専門家派遣、民間企業と連携したセミナーなどを通じて、「BCP」及

び「事業継続力強化計画」の策定支援を実施しています。

また、「横浜市中小企業融資制度」において、事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けている中小企業に対し、令和7年度より新たに「経営支援資金」の信用保証料を助成しています。

引き続き、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業が活用できる防災・減災設備に対する税制優遇措置や、国が実施するものづくり補助金等の優遇措置、低利融資等のメリットについて、計画策定支援と併せて周知し、活用を促すことで、中小企業の災害対応力の向上を支援していきます。

(2) かなざわ強助隊の再整備

平成25年9月に金沢区において「かなざわ強助隊」が制定されましたが、あまり機能していません。実際の災害時に効果的に運用できるような体制に整備してほしい。

【回答】

大地震発生時における自助・共助の取組の一環として、「かなざわ強助隊」登録制度を推進していますが、ご指摘のとおり、より効果的に機能してほしいという声もいただいているところです。

そこで、大地震において設置される区内26カ所の地域防災拠点と連携することにより、機能を発揮していただくことを目的として、区ウェブサイトに掲載している登録事業者情報を各地域防災拠点に提供し、かなざわ強助隊と地域をつなぐ取組を令和7年度から始めています。

今後も、発災時に「かなざわ強助隊」がその機能を十分に発揮できるように、平常時からの地域防災拠点との連携の支援に引き続き取り組んでいきます。

(3) 最新のハザードマップ情報の周知・共有化

令和元年の台風15号の被害後に完成された金沢区の防潮堤により、金沢産業団地のハザードマップは改訂されています。しかし団地企業ではその内容が認識されておらず、東京湾内湾に津波注意報や警報が発令された場合の対応などが適切にできていない状況にあります。現在のハザードマップに基づく対応についてのガイドラインのようなものを作成して、団地企業に周知していただきたい。

【回答】

本市では、台風や降雨による「浸水ハザードマップ」を令和6年に改訂しましたが、団地企業の皆様に対しては、令和6年2月に改訂内容に関する説明会を行い、同年10月に改訂したマップを配布したところで

す。
また、この「浸水ハザードマップ」に加え、大規模地震で想定される「津波ハザードマップ」及び「津波からの避難に関するガイドライン」も公表しています。

これらの資料は、各事業所における避難マニュアル等の作成にぜひご活用ください。

さらに金沢区役所では、ご依頼に応じて避難方法などに関する事業所向けの出前講座等も実施していますので、お気軽に相談ください。

(4) 金沢・本牧地区に防災（津波）避難棟の設置等

首都圏直下や津波の最大クラスの慶長型地震が発生した場合は、津波の高さは4.4mと予想されています。（想定以上の津波も考えられます。）本牧地区及び金沢団地は津波発生の際、逃げ場がなく危険な地域には避難棟の建設、それに準じる施設等を配備するよう所轄機関に働きかけていただきたい。

また、南区では数カ所の高台にある地域に加えて市立横浜商業高等学校（Y校）一帯が津波避難場所として挙げられていますが、大岡川沿いであり危険ではないのか妥当性を再検討してほしい。

【回答】

本市の津波被害想定では、慶長型地震をモデルとし、津波の高さは最大4.9メートルと想定しています。

津波避難タワーは、津波発生時に周囲に高い建物が無い地域において、迅速に避難できる場所として整備していますが、設置には多額の費用や広大な敷地が必要となります。

このため本市では、津波発生時に高い建物等に迅速に避難できるよう、民間・公共施設と事前に協定を結び、187カ所（令和8年1月31日時点）の「津波避難施設」を指定しており、南区では、次の施設を津波避難施設として指定しています。

【南区の津波避難施設】

南吉田小学校、日枝小学校、共進中学校、南太田小学校、南区役所
また市立横浜商業高等学校一帯については、津波の避難場所ではな

く、広域避難場所として指定しています。

広域避難場所は、大地震により発生した火災が延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所です。

詳細は本市ウェブサイト等で周知していますので、ご理解ください。

(5) 災害時の事業継続に備えた自家発電設備や耐震化工事への支援

災害時の事業継続に備えた自家発電設備や耐震化工事に対する補助金を検討してほしい。

【回答】

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業については、自家発電設備に対する、国の税制優遇措置が受けられます。

本市では引き続き、「公益財団法人横浜企業経営支援財団(I D E C 横浜)」による窓口相談や専門家派遣、民間企業と連携したセミナーなどを通じて、事業継続力強化計画の策定を支援していきます。

また、多数のものが利用する3階以上かつ延べ面積1,000平方メートル以上の大規模建築物や、地震災害時に通行を確保すべき重要道路沿道にある一定の高さの建築物などについて、耐震化工事に対する補助制度がありますのでご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/osai/taishin/hojokinshienseido/tokutaishin.html>

4 横浜港のふ頭の整備

(1) 横浜ノースドックの返還

横浜ノースドックの跡地の有効な商業利用もしくは公園等の平和利用など返還に向けた一層の働きかけをお願いしたい。

【回答】

瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックは横浜港の中心に位置し、都心臨海部と京浜臨海部をつなぐ重要な場所で、活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有していることから、今後も様々な機会を捉えて、国に対して早期返還を求めています。

(2) 横浜市中心卸売市場、高島水際線公園、神奈川区「浜通り」での賑わい創出による経済の活性化

横浜市中心卸売市場、高島水際線公園、神奈川区「浜通り」での賑わい

創出による経済の活性化にあたって、「京浜臨海部再編整備マスタープラン」の早期実現に向けた取組の一層の促進をお願いしたい。また、市内住民へのイベント周知の強化もお願いしたい。

【回答】

中央卸売市場本場では、市場食材など「食」をテーマにした市場プロモーション事業などについて市場事業者と共に進めています。

平成30年9月に改定した「京浜臨海部再編整備マスタープラン」では、中央卸売市場が隣接する山内ふ頭周辺地区において、市場とも連携した「食」をテーマとする賑わいの創出や、来街者が憩い楽しめる空間の形成などに取り組むこととしています。

引き続き、関係区局が連携し、プランに沿った将来土地利用の実現に向けて、検討を進めていきます。

神奈川区「浜通り」については、京浜臨海部再編整備マスタープラン及び東神奈川臨海部周辺地区再編整備計画において、現段階では、賑わい創出に向けた計画はありませんが、いただいたご意見・ご要望について、今後の検討の参考とします。

また、横浜市都市計画マスタープラン・神奈川区プランにおいて、臨海部は地域資源をいかしたまちづくりを進めることとしています。

いただいたご意見・ご要望について、土地利用の現況やまちづくりの動向などを踏まえた上で、今後の検討の参考とします。

5 港南台駅周辺の活性化

現南部病院の跡地の利活用策の検討については、地域の声を反映し、魅力ある商工業や地域住民の交流拠点、文化施設などの設置を引き続き要望します。

【回答】

社会福祉法人恩賜財団 済生会横浜市南部病院跡地は、駅からのアクセスもよく、利便性の高い土地となっています。移転計画の進捗を踏まえ、地域の皆様の声を聞きながら関係区局で検討していきます。

6 バンケット機能を有する施設の充実

上大岡駅のウィリング横浜では令和7年1月から「飲食を伴う利用」が一定の条件のもと可能となりましたが、港南区内には、依然として事業者間の人的交流を促進するためのバンケット機能を有する施設が少な

いため、区内の主要駅周辺（港南台駅の現南部病院跡地など）に施設の設置や企業誘致を引き続き検討してほしい。

また、南区も同様にバンケット機能を有する施設が少ないため、南区役所内や商業施設ビエラ蒔田にケータリング可能な貸室設置を検討してほしい。

【回答】

上大岡駅周辺の民間開発事業や港南台駅の社会福祉法人恩賜財団 済生会横浜市南部病院移転など機会を捉え、事業者に対して要望していきます。

「企業立地促進条例」等の支援策を活用しながら、引き続き、成長分野をはじめとする企業の誘致に取り組んでいきます。

また、南区役所内の会議室の貸室利用は考えていません。

なお、区庁舎3階及び4階にある「みなみん（南公会堂）」の貸会議室については、一定の条件のもとでの飲食が可能となっています。

ビエラ蒔田は民間の企業であり、本市に所管部署はありません。提案は直接該当の商業施設へお伝えください。

7 こども食堂等に対する支援

こども食堂等の活動内容や問合せ先の情報を横浜市のウェブサイトに掲載するとともに、引き続き団体等の活動等が、事業者や地域に伝わるよう関係機関と連携してほしい。さらに、企業や団体の厚意に加え、行政の直接支援もお願いしたい。

【回答】

現在、こども食堂等の活動内容や問合せ先を本市ウェブサイトに掲載して周知に取り組むとともに、こども食堂等の地域の取組に対して、各区社会福祉協議会が主な窓口となり、各区役所等と協力しながら相談・支援を実施しています。

また、こども食堂等の地域の取組が創設及び継続されるよう、こども食堂等に対する補助金の交付や、フードバンクと連携した食材等の配布を市全域で実施しています。

令和8年度は、こども食堂等の地域のこどもの居場所に対する補助金交付を継続するとともに、学校の長期休業期間中の開催に対する加算を新たに設け、こども食堂等の地域の取組への支援を拡充します。

8 横浜市遊休地（こどもの遊び場など）の利用

以前、こどもの遊び場などの目的で解放していた横浜市有地利用を再開してほしい。

使用目的は従来のこどもの遊び場利用に限らず、地域活動の場やサークル、同好会、企業団体など、広範囲の組織を対象に産業振興というよりは地域振興のために有用な場所として提供される事を希望します。

【回答】

子供の遊び場等については、市内の遊休地を暫定的に利用し、子どもが健康的で安全に遊ぶことのできる施設として、地域の人たちの協力によって設置し、地域の管理運営団体による日常管理のもとで運営しています。

しかし、管理運営団体による管理の継続が困難となった等の理由により、一部の施設では廃止となっています。

また、子供の遊び場等は、地域の行事などに利用されているケースがあります。

個々の施設の廃止の経緯等については、施設が所在する区の地域振興課へお問合せください。

9 市営地下鉄の歩行者通路動線明確化

右側通行が徹底されていない事により、ルールを守り右側通行をしている歩行者への通行の障害となり、高齢者や身体的弱者への通行中の危険性を増すような場面がよく見受けられます。また、階段の折り返し部で右側通行の歩行者とそれを守らない歩行者が鉢合わせ、時に転倒しそうになることもあります。

従来から路面上に右側通行の矢印は明示されていますが、それ以上に歩行者が気付きやすかつ通行ルール順守意識を助長するような標記方法を検討し、実施してほしい。

【回答】

市営地下鉄では、駅構造に応じた安全で快適な動線づくりを進めており、右側通行に限定せず、よりスムーズな通行環境の実現を目指しています。

また、高齢のお客様や身体的に配慮が必要なお客様の安全確保を重要な課題と認識しています。

そのため、通行時の視認性向上に関する取組の可能性について検討を

進めています。今後も安全で快適な通行環境の実現に向け、引き続き取り組んでいきます。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。